

<労働災害は前年同期より減少>

1 労働災害発生状況

令和5年9月に確認された休業4日以上労働災害件数は23件でした。令和5年の労働災害件数は、合計で91件となり、前年同期の111件と比べて20件減少(-18.0%)となりました。

新型コロナウイルスによる労働災害発生件数は15件です。

年齢が60歳以上の高齢労働者の労働災害件数は、91件中25件(27.5%)となっています。50歳以上の年齢に拡大すると、47件と半数以上を占めています。

2 労働災害事例(括弧内は年齢性別、休業見込期間)※新型コロナウイルス感染症事例は除く

【建設業】

・社用車で工事現場へ向かっている途中、対向車線から右折してきた車に衝突し、右膝等を骨折したものの。(40代男性、3か月)※同乗の他3名も受傷。

・排水管埋設工事において、埋設管を手を持って法面(高さ1.6m、傾斜17度)を下りようとした際に滑落し、胸を強打し、骨折したものの。(50代男性、1か月)

【製造業】

・ホタテ加工場において、うろ炊き作業を行った後、蒸気パイプをうろ炊き窯から取り外した際に熱湯が跳ね、右前腕に火傷を負ったものの。(30代女性、3週間)

・製品の梱包作業中、作業員交代のため、移動したところ、足元のテーブルリフトの配線に足を引っ掛けて転倒し、股関節を骨折したものの。(60代女性、1か月)

・食品の蒸し器を開けた際に、近くにいた被災者の右手付近に蒸気が触れ、火傷を負ったものの。(40代女性、2週間)

【漁業】

・定置網の網入れ作業のため揚網機のローラーを操作中、誤って軍手とともに右手が巻き込まれ、小指を骨折したものの。(80代男性、3か月)

・岸から船に乗り込む際に、歩み板から足を滑らせて海に墜落したものの。(50代男性、1か月)

【小売業】

・ロールボックスパレットを折り畳んで移動していた際に、ロールボックスパレットが倒れ、右足指を打撲したものの。(10代女性、1か月)

【接客娯楽業】

・朝食の配膳作業中に、通路で転倒し、腰を強打して骨折したものの。(70代女性、2か月)

3 稚内署からのお知らせ

○建設工事追い込み期労働災害防止運動(10月1日～12月31日)、建設工事安全週間(10月25日～10月31日)

建設業の労働災害は、例年、追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、同時期の過去5年間の死亡者数を都道府県労働局別で比較すると、北海道が突出している状況にあります。

稚内署管内の建設業の労働災害についても事故の型別で見ると、死亡災害に直結しやすい「墜落・転落」による災害が最も多く、注意が必要です。本運動では、建設業の三大災害である「墜落・転落災害」「重機災害」「崩壊・倒壊災害」だけでなく、路面凍結による「交通事故」、暖房器具の使用による「急性中毒」や「火災」といった冬季ならではの災害防止対策を重点事項として定めています。

本運動の実施要項やリーフレットについては、北海道労働局ホームページからご覧いただけます(下部QRコード)。また、保護帽等に貼付するシール(下部掲載)を稚内労働基準監督署窓口で配布しています。

○労働衛生週間(準備期間9月、本週間10月1日～10月7日)

労働衛生週間の本週間です。職場におけるメンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策、化学物質による健康障害防止対策、過重労働による健康障害防止対策等の11の重点事項が定められています。この機会に日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ。(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34356.html)

○10月1日から施行される法改正

- ・貨物自動車(最大積載量2トン以上5トン未満)について、昇降設備の設置義務化
- ・貨物自動車(最大積載量2トン以上5トン未満)の一部について、保護帽の着用義務化
- ・足場の点検者の指名義務化
- ・足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が義務化
- ・建築物、船舶等の解体(改修)について、資格要件を満たした者による事前調査、分析調査の義務化
- ・防毒用電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定の対象(型式検定に合格していない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用可能期間は令和8年9月30日まで)

先月の労働者死傷病報告書(休業4日以上)の受付状況

製造業	3件
建設業	5件
道路貨物運送業	0件
林業	0件
その他の事業	15件(漁業2、小売業2、社会福祉施設9、接客娯楽業2)
計	23件



※労働災害の発生日と労働者死傷病報告書の提出日は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例であり、災害件数と事例数は異なる場合があります。

「Safeコンソーシアム」の加盟企業名を稚内署に掲示しています!

Safeコンソーシアムに加盟の企業名を稚内署内に掲示していますので、加盟後は、稚内労働基準監督署までご連絡ください。(0162-73-0777)